

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
築川	1	盛岡東部地域の特性を生かし、体験型農業学習等を取り入れたグリーンツーリズムの推進と、地場産品を活用した6次産業化への促進対策について 近年、盛岡東部地域は少子高齢化が進み、築川地区の中には高齢化率が50％を超える集落も見られ、また、耕作放棄地等も目立ってきており、地域活性化対策が喫緊の課題である。 このような状況を改善するための一つの方策として、学校職場体験等を含めたグリーンツーリズムを推進し、都市部からの「地域おこしサポーター」を呼び込み、賑わいを取り戻すための仕組みづくりが必要である。 また、この地域の農業は、水田、果樹、畑作、酪農、林業と多種にわたる品目があり、農業体験学習を実践する為の条件が整っている。更に、地場産品として、アロニア、生乳、はちみつ、果樹、米、山菜等があり、これらを生産加工して付加価値をつけ、6次産業化を促進して、地域ブランドとして全国に発信していく必要がある。そのために、産直のみならず、農産物流通、販売に結び付けられるような仕組み作りに対する助言・指導をお願いしたい。 (築川自治振興会)	築川地区のグリーンツーリズムの推進につきましては、学校職場体験として、ビジネス専門学校の生徒によるアロニア収穫体験や、産地直売所である「てんぐの里106」において「そば打ち体験」などが行われており、地産地消や都市部との交流などに大きな成果を上げているところであります。 6次産業化の促進につきましては、平成27年度に「いわて銀河プラザ」で開催されたフェアにおいて、新商品「アロニアティー」をはじめとする砂子沢産のアロニアを使用した商品が、好調な売れ行きを見せたところであり、築川地区の地域の活性化につながっているものと存じております。 市といたしましては、本年4月に、盛岡市まちづくり研究所において「中山間地域の特性・魅力に関する研究」の成果・提言をまとめたところであり、今後におきましては、この政策提言を参考とし、地域の皆様と連携しながら、築川地区の豊富な資源を生かしたグリーンツーリズムや6次産業化を推進してまいります。 都市部からの「地域おこしサポーター」の呼び込みについては、総務省の所管する「地域おこし協力隊」の制度がございます。市においても、現在、先行事例の情報収集や地域要望の把握など、「地域おこし協力隊」の導入に向けた検討を行っているところであり、地域の皆さんの御意見をお聴きしながら、皆様と一緒に賑わいにつながる仕組みづくりに取り組んでまいりたいと存じます。	農林部 農政課 市長公室 企画調整課

平成28年度 築川地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成28年6月27日(月)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
築川	2	旧川目小学校跡地の利活用について 昔から当築川地域は、小学校を核とした学校行事を通して、地域間の交流が図られ、築川流域の団結力が守られてきた。川目小学校が閉校となり、この地域の集いの場所がなくなったことにより、地域間の交流が希薄となり、孤立する集落の発生も懸念される。 そこで、旧川目小学校を譲渡する場合、今後とも地域の賑わいを取り戻す場所として利活用できるような団体への譲渡について、特段のご配慮をお願いしたい。当面、8月の地域対抗スポーツ大会、10月の老人スポーツ大会、1月の世代間交流活動や農林業活性化対策等の利用に便宜を図って頂きたい。 (川目上躍進会)	旧川目小学校の跡地活用につきましては、地域の教育・文化・生活の中核的な公共施設であったことを踏まえ、地域要望をお聴きしながら、検討を進めてまいります。 なお、最終的な活用策を決定するまでの間は、可能な限り地域活動の利用に供することができるよう努めてまいります。	教育委員会 総務課

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
築川	3	市街化調整区域の緩和とインフラ整備について 当築川地域の殆どが市街化調整区域に指定され、住宅建設や開発に縛りを受け、地域の発展が阻害されている。また、生活の基本となる上下水道の整備も遅れており、生活の不便さから地元若者の地域離れが進み、益々、少子高齢化に拍車がかかっている。さらに、市街化区域に接している町内会では、一部市街化区域に編入され、町内の中での不公平感もある。 都市計画法で市街化を抑制すべき区域として、市街化調整区域を指定しているようだが、当地域を抑制している理由を、住民にわかり易く説明する必要がある。また、市街化区域に編入するためには、どのような要件をクリアしたら良いのか御指導願いたい。 また、上下水道の普及率も盛岡市平均よりも低いと思われるので、早急に対応をお願いしたい。 (鑑山町内会)	築川地域のほとんどを市街化調整区域に指定している理由につきましては、市街化区域と市街化調整区域の区域区分制度が始まった昭和45年当時に市街化区域とする要件に合致していなかったことや、その後においても、国が定めている市街化区域に見直す要件に合致しないことから継続して市街化調整区域に指定しているものであります。 市街化区域への編入につきましては、都市計画法等において定められている人口密度の要件や開発などにより計画的な市街化が確実と見込まれることなどの要件があり、当地区における新たな市街化区域への編入は困難と考えておりますが、市街化調整区域におきましても、地域社会は維持されるべきものであり、市街化調整区域でも既存の建築物の建て替えは可能なほか、分家住宅、農家住宅、コンビニエンスストアやドライブインなどの沿道サービス施設、農業者が行う産地直売施設など、新たな建築物についても、一定の要件を満たせば建築可能となる場合もございますので、個別に都市計画課まで、ぜひご相談いただきたいと存じます。 上水道につきましては、築川地区の多くは給水区域外となっておりますが、給水区域外の地域は、標高・距離・水質保持・投資効果など課題が多く、上水道によらない対応をお願いしているところ です。 下水道につきましては、築川地区のうち、築川沿線の旧川目小学校西側までが公共下水道を整備するための計画区域に入っています。しかし、下水道整備までには相当の期間を要することから、早期に水洗化を希望される場合は、浄化槽設置について御検討ください。浄化槽設置経費の約4割の助成が受けられます。 また、公共下水道の計画区域に入っていない区域については、浄化槽設置経費の約7割の助成が受けられますので御検討くださいますようお願いいたします。	都市整備部 都市計画課 上下水道部 水道建設課 下水道整備課 給排水課